

2023

春号

Spring

No.39

2023年5月16日発行



税理士法人八鍬会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目3番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

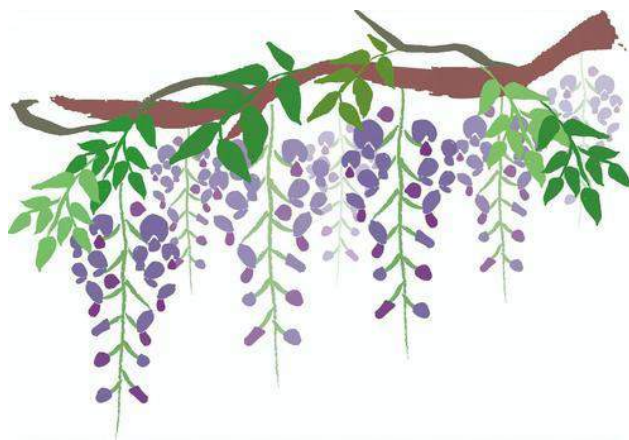
tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

永久不滅 (えいきゅうふめつ)

春爛漫、色とりどりの草花に歩みを止める季節。また入学式や入社式で新たな門出を迎える季節でもある。

門出を飾る数多くのスピーチの中から印象に残ったものをいくつか紹介してみたい。

松下幸之助 (松下電器会長) 入社式

「君らな、ぼくの顔よく見て下さい。このおっさんなんかおもしろいな、なんか縁があるな、と思ったらこの松下電器で頑張ってほしい。しかしなんかパツとせんな、こんな会社は嫌やなと思ったら、明日から来んでいい…。君らはまだ若い、道はいくらでもある。自分の感性でええなと思った道へ進めばええんや。君ら偉くなりたいと思うやろ。そう思わなあかんで。ええか、そう思ったら、この中で誰よりも松下電器が好きになったら、偉くなるよ…」

永守重信 (日本電産社長) 新入社員研修

「皆さんはピーター・ドラッカーという経営学者を知っていますか？彼は『現代の経営』という著書の中で『企業の目的は利益ではない、顧客の創造である』と言っています。得てして大企業のサラリーマンはこの意味が理解できていません。大企業に勤めているという油断でしょうな。

私たちの会社は大企業ではありません、油断禁物です、『新たな顧客の創造』に努めなければなりません。そのためには、まず第一に自分ができることを誠心誠意、一所懸命に行うことです。第二に顧客がこの人なら、これからも購入したい、と思わせるほど魅力的な人間性を身に付けることです。まずはそのような生活習慣を身に付ける、具体的には、挨拶、返事、後始末、迅速な対応、この四つを実践することが大切なんです。難しいことはありません、誰にでもできることです。」

鈴木宣之 (イチローの父) 自宅お風呂場

「なあイチロー、男というもんはな、何でもかんでもできるというわけにはいかないんだぞ。一つのことに集中し、それを極める。たくさんの道ではなく、一本の道をどこまでも進んでいけば、その道はやがてあらゆる道に通ずるんや。一つのことを成し遂げた人のことを人は必ず認めてくれる。男ならあれこれ迷わず、一つの道を行くことや。一つの生き方を貫くことが一番価値のあることだから、好きなことをとことんやってみることだ。」

“子は親次第”、“社員はトップ次第”は永久不滅の真理かも知れない。

会長 八鍬 伸一

税務カレンダー

2023年5月

- ◆ 固定資産税 第1期
- ◆ 自動車税の納付

2023年6月

- ◆ 個人住民税 普通徴収 第1期

2023年7月

- ◆ 所得税の予定納税 第1期
- ◆ 固定資産税 第2期
- ◆ 源泉所得税 納期特例分(10日まで)
- ◆ 社会保険の月額算定基礎届(10日まで)
- ◆ 所得税の予定納税額の減額申請(18日まで)
- ◆ 労働保険の申告・納付(10日まで)

税務 TOPIX

莫大な遺産、果たして誰の手に…故坂本龍一氏

映画「ラストエンペラー」音楽部門でアカデミー賞を受賞するなど、世界的な音楽家として知られた坂本龍一氏が3月末この世を去った。彼が残した遺産についての詳細は不明だが、残された名曲の数々から推察すると莫大な額であることは間違いなさそうだ。

坂本氏には離婚した妻2人の間に実子が2人と養子が1人、さらに内縁の妻との間に次男をもうけ、相続人は明らかになっているだけでも4人。しかも全て半血兄弟姉妹、なおかつ国外財産も相当な額と言われている。国内の財産のみならず海外にある財産にも課税されそうなのに、誰がその遺産を引き継ぐかも気になるところだ。世界的な著名人だけに、税額も世界的になりそうだ。

ふるさと納税、返礼品にも課税？



ふるさと納税をしたことにより受取った返礼品、もしくは経済的利益に対しても所得税が課税されます。返礼品も近年は高額化、またそれを狙って縁もゆかりもない所へ寄付をする人が急増。国会でもたびたび問題視され、返礼品は寄付額の30%までとするよう各自治体に通達が出されるまでに。

しかし、依然として高額返礼は後を断たず、今度は税務署が寄付者個人に立ち入り調査し、受取った返礼品に対し課税するというイタチごっこ。気を付けたいのは、受取った人は忘れずに一時所得として申告すること。またその際支払った税金は控除できないということも忘れずに。

バイデン大統領の年間収入は5,200万円!!

アメリカ、バイデン大統領は自らの昨年1年間の給与収入は40万ドルであったことを公表。日本円に換算して約5,200万円。納めた連邦税(所得税)は1,240万円で実効税率は23.8%であることも公表。昨年はまた、夫婦あわせて260万円を慈善団体へ寄付を行ったことも明らかに。納税額の公表は大統領の義務ではないものの、過去の歴代大統領は公表する慣例になっているのが実情。

ただ一人公表を拒み続けているのがトランプ前大統領。何か疾(やま)しいことがあるのでは、と疑われても仕方がないかも。



NEWS WAVE

IT導入補助金にトライ・・・

本年10月よりいよいよインボイス制度が施行されます。また電子帳簿保存法の宥恕期間が12月いっぱいまで終了するため、事務処理の電子化整備が急務となっている。

当事務所では両制度に対応するため、現機種を凌ぐ最新型ホストコンピュータの導入を決定、あわせてIT導入補助金の申請を済ませた。

インボイス制度

⇒ 令和5年10月1日施行

電子帳簿保存法

⇒ 令和6年1月1日施行

新機種は日本ICS社製のAtlas 750D (TSサーバー)

新機種の導入により、快適なネットワーク環境の下、新制度への対応と処理速度の向上が期待される。導入に先立ち、中小企業基盤整備機構へ280万円の補助金を申請。

IT補助金は導入費用の1/2以内の補助率で最低5万円から最高450万円が補助金として交付される。業務の効率化・労働生産性の向上に資するITツールの導入を後押しする制度だ。申請後審査を通過した後交付決定となる。

補助金申請を検討している方は、当事務所 担当までお問い合わせください。



税金 Q&A

小規模事業共済 払って節税&もらって節税(基礎編)

小規模企業共済制度とは

小規模企業共済制度は“中小・小規模事業者には力強い味方です”という話は、前回詳しく解説しました。今回は受取った時の節税について2回(基礎編、応用編)に分けて解説致します。

受取り方もひと工夫すれば大きな節税が可能です。そのためにはまず制度の仕組みをしっかりと理解することが大切です。



税理士
八鍬 幸江

1. 退職して受け取った場合の課税関係

(1) 一括で受け取った場合

掛金月額5万円を30年掛け、受取った年金は掛金総額1,800万円+運用益(150~200万円)を合わせた約2,000万円。その2,000万円は全て退職所得として扱われます。したがって退職所得控除1,500万円(注)を控除した残額の2分の1、つまり250万円が課税対象となります。つまり退職所得控除を受けられるところにメリットがあります。

(2) 年金で受け取った場合

2,000万円を20年間にわたって、年100万円ずつ受け取った場合、その受取った金額は公的年金つまり雑所得として扱われます。よって公的年金控除があります。もし65歳以上の人であれば110万円の控除があるので、もしそれ以外に年金収入がなければ課税されません。要するに公的年金控除を受けられるところに大きなメリットがあります。

(3) 死亡退職金として受け取った場合

現役中に万が一死亡してしまった時は、遺族の方が死亡退職金を受け取ることになります。この時は所得税ではなく、相続税が課税されます。よって法定相続人1人につき500万円までが非課税です。もし法定相続人が3人ならば1,500万円、4人だとすれば2,000万円までが非課税。それを超える部分が相続税の課税対象となります。

2. 途中解約した場合の課税関係

(1) 満65歳未満の場合

現役途中で解約して受取った時は、その受取った年の一時所得として課税されます。つまり、先の①(1)同様、20年掛けて途中解約し、運用益を含め1,300万円を受け取ったとすれば $(1,300万 - 50万) \times 1/2 = 625万円$ がその年の一時所得として課税対象となります。

(2) 満65歳以上の場合

たとえ現役中であっても、受取った額の全額が退職所得として扱われます。よって退職所得控除後の金額の2分の1の額が課税対象となります。何と言っても退職所得控除を受けられることが魅力ですね。

(注) 退職所得控除は勤続年数によって次のようになります。

| | |
|-------------|------------------------------|
| ・勤続20年以下の場合 | 40万円 × 勤続年数(A) |
| ・勤続20年超 の場合 | 800万円 + 70万円 × {勤続年数(A)-20年} |

3. 結論

小規模企業共済金は、現役リタイア後の生活支援が主な目的です。したがって税金面でもかなり優遇されています。ただし受取り方によって課税関係が異なるので、要注意です。

ご自分の仕事や生活の状況に合わせて、受取り方をひと工夫してみてください。

質のよい睡眠で健康増進!!その2

心地よい眠りのために日中どのように過ごすか、今回は昼寝のコツをご紹介します。

日中の過ごし方

脳の活動量をふやすために

- ・人とのコミュニケーションを活発にする。
- ・新しい知識を得るための学習をする。(読書でもOK)
- ・外に出て自然の光を浴びる。
- ・軽い運動や散歩などで身体の活動量を増やす。



昼寝のコツ

- ・午後の早い時間帯に30分以内の昼寝をする。
- ・日頃の睡眠不足を解消したいという方は、1時間以内の昼寝をして午後3時までに切り上げるようにします。
- ・昼寝の前に、お茶やコーヒーなどを飲んでおけばちょうどカフェインが効いて、目覚めがスッキリします。



1日の中でメリハリのある過ごし方を心がけることが快眠につながります。意識して試してみたいはいかがでしょうか。

クラウド会計 free の3つ星アドバイザーに

自計化(自社で経理入力)する場合、これまでは会計ソフトをパソコンにインストールして利用するケースがほとんどでした。

しかし近年は、会計データをインターネット上のサーバーに保存して処理するクラウド会計ソフトの利用が広がっています。

当事務所はかねてよりクラウド会計の調査研究を重ね、このたび free 株式会社より3つ星認定アドバイザーとして認定されました。

インターネット環境が必要で、インストール型に比べると動作・処理が遅い場合がありますが、インターネットバンキングを利用している方、クレジットカード決済が多い方は連動機能が大変便利です。

興味のある方は、お気軽にご相談ください。



ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始めた方や資金繰り・相続等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

先日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引き下げられました。これによって3年以上にわたる行動制限やマスク着用義務からようやく解放されました。

しかし、感染リスクが全くなくなったわけではありません。政府も推奨していますが、医療機関や混雑した交通機関内等では引き続きマスクの着用を心がけましょう。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須 久保田

| | 会計 free | ICS 経理上手くん |
|------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 年間基本利用料 | 個人 11,760 円～ 法人 23,760 円～ | 個人/法人とも5,280 円 (5年契約で26,400 円) |
| クラウド | ○ | × (PC にインストール必要) |
| 会計データ受渡 | 不要(常時共有) | 必要 |
| 銀行データ連動 | ○ | △ (csv データ取込可) |
| クレジットカード連動 | ○ | × |
| サポート窓口 | △(メール対応のみ) | ○ |